

相続税・贈与税の改正とその影響

税理士法人UAP 税理士・公認会計士 後 宏 治

1 平成23年度の相続税等に係る改正

平成23年度の税制改正大綱（以下「大綱」という。なお、原稿執筆時において未だ法律として成立していないため、本稿における「大綱」記載の改正項目は、いちいち記載をしないものの、すべて「案」であることを最初にお断りしておく。）において、相続税・贈与税は大きな増税改正が予定されており、その増税規模は、平年度ベースで約2,800億円となっている。この額は、所得税の所得控除の見直し（約2,000億円）と環境税の増税規模（2,400億円）を上回り、今年度改正において最大の増税項目になっている。

この改正を一言で言うと、相続税の課税強化が広く薄くに行われ、他方、資産を若年層へ早期に移転し消費に回してもらう目的で、子や孫への暦年贈与に係る贈与税が軽減されたということである。

すなわち、相続税課税の強化と生前贈与の優遇が国策として決定されたということであり、増税額及び課税対象となる人数の大幅な増加という意味で、社会一般に非常に大きな影響を与える改正であると考えられる。

① 改正の背景

この改正は、平成22年の税制改正大綱においてすでに予定されていたものである。すなわち、昨年の大綱には「相続税は格差是正の

観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等は行われてきませんでした。そのため、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たせているとは言えません（略）。また、金融資産の増加などの環境の変化が見られます。今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。その見直しに当たっては、我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継等に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべきです。さらに、相続税の課税方式の見直しに併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があります。また、法人等を利用した租税回避への対応など、課税の適正化の観点からの見直しを引き続き行っていきます（下線部は筆者。平成22年度税制改正大綱20頁）。」との

記載がある。この記載はほぼそのまま今年の大綱に記載されており（平成23年度税制改正大綱15～16頁）、振り返って見ると、本年度の大綱は昨年考えられていた方向性で予定どおりの改正を実現したことになる。

② 改正の理由

大綱に示された今回の改正理由はおおむね次のように整理することができる。

- ① 格差固定化の防止
- ② 相続税の再分配機能・財源調達機能の回復等
- ③ 高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転

上記のうち、①②は相続税の基礎控除の縮小及び税率構造調整の直接的な理由付け、③は生前贈与優遇の理論的根拠となっている。

2 相続税関係

以下において、平成23年度税制改正項目のうち、相続税に関する主要なものについて、改正の内容と実務に与える影響を整理する。

① 相続税の基礎控除の引き下げ

1 改正の内容

相続税の課税を強化するために、基礎控除額が「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられた（図表1）。

図表1 相続税の基礎控除

改正前	改正後
5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	3,000万円+600万円×法定相続人の数

相続税の基礎控除は、昭和50年代からバブル崩壊時まで、地価の上昇による相続税の負担を緩和する目的で大きく引き上げられてきた⁽¹⁾。

財務省の資料によると、昭和58年の地価公示価格指数（3大圏商業地）を100としたときの相続税の基礎控除は「2,000万円+400万円×法定相続人の数」であったところ、昭和63年には指数が230で基礎控除が「4,000万円+800万円×法定相続人の数」となり、平成4年には指数が302で基礎控除が「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」の現在の形となっている。その後、現在に至るまでに地価の指数は73まで下落したものの基礎控除の水準は据え置きのままになっている。

前述のように、現在の基礎控除は、バブル期の地価の急騰による相続財産の価格上昇に対応して、負担調整を行うために引き上げられてきたものであったため、相続税の資産再

分配機能を重視するならば、地価が下落した場合には基礎控除の水準を引き下げることが適当であると考えられる。

そこで、基礎控除の水準について、物価・地価が現在と同等であった時期（昭和50年代半ば）に適用されていた水準と同等となるよう、あるべき水準に再設定する⁽²⁾という基本的な考え方に基づき、今回の改正が行われた。

具体的には、昭和50年に設定された基礎控除「2,000万円+400万円×法定相続人の数」について、昭和50年の地価と物価を100とした場合の現在の指数の平均値である157で調整して（すなわち、各々1.5を乗じて）、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」を新たな基礎控除額とした。

つまり、昭和50年の基礎控除額（2,000万円）の1.5倍、改正前の額（5,000万円）の60%の金額（3,000万円）が新しい基礎控除の額となる。

2 実務への影響

この基礎控除額の引下げにより、現在の4.2%の課税割合（＝課税件数／死亡者数）が6%台までに増加すると予想されている⁽³⁾。すなわち、相続税の課税対象となる被相続人が大幅に増加（H20年の4万人からH23年は約7万人に増加）が見込まれており、今まで相続税を意識しなかった層にまで課税が及ぶことが確実である。

たとえば、夫婦と子供二人の平均的な世帯で夫が死亡したときに、改正前の基礎控除額は8,000万円（＝5,000万円＋1,000万円×3人）であったが、改正後は、4,800万円（＝3,000万円＋600万円×3人）となり、首都圏

に持ち家と退職金相当額の金融資産を保有していれば、おおむねこの基礎控除の額を超えるケースが多いことが想定され、そうであれば、相続税の課税対象となることになる。

次に、基礎控除削減の税額に与える影響を見てみる。図表2において、改正前後の平均的な世帯における相続税額の負担額を試算のうえ比較してみた。なお、試算の前提として、相続人は配偶者と子2人であり、法定相続分により相続したものとして、改正前の税率により相続税額を計算した上で配偶者控除を適用し、基礎控除引き下げの影響額だけを試算している。

図表2 基礎控除引き下げの税額への影響

		改正前税額 基礎控除 8,000万円* ¹	改正後税額 基礎控除 4,800万円* ²	増加税額
相続税 課税 価格	5,000万円	0	10万円	10万円
	1億	100万円	315万円	215万円
	3億	2,300万円	2,860万円	560万円
	10億	1億6,650万円	1億7,370万円	720万円
	20億	4億950万円	4億1,750万円	800万円

*1 5,000万円＋1,000万円×3人

*2 3,000万円＋600万円×3人

（平成22年11月25日・税制調査会・第13回資料「資料（資産税）」7頁を参考に筆者作成）

図表2の試算によると、基礎控除の引下げだけの税額への影響はあまり大きくないことがわかる。すなわち、税率を改正前と一定として計算すると、基礎控除額の減額があってもすでに課税されていた資産家への影響は相対的に小さくなく（最大でも「8,000万円－4,800万円」の差額に最高税率50%を乗じた金額である1,600万円）、むしろ、課税価格が小さくて相続税の申告が不要であった層に対して広く薄く課税するという効果があることが見て取れる。

② 税率構造の見直し

1 改正の内容

相続税の税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の資産再分配機能の低下につながっていることが指摘されてきた。

そこで、今回の改正により、税率構造を見直し、相続税の資産再分配機能を回復させることとなった。

この見直しの際の視点としては、(A)極めて高額な遺産を取得するようなケースを中心に負担を求めるという考え方と、(B)相続税の課税対象となる資産保有層全般にわたって、幅

広く負担を求めるといふ考え方の二つがあった(4)が、結果的に(A)の考え方が採用され、最高税率の引上げ及び高課税価格帯のブラケット幅の縮小により、高い遺産額の場合を中心に資産再分配機能の回復を図ることとなった。

なぜ、高額な遺産取得者に負担を求めたかについては、「基礎控除の引き下げにより課税対象者を広げるので、反面著しく高額な遺産取得者には相応の負担も求める(5)」ことが適当とされたからであろう。

以上の結果、相続税の税率構造は次の図表3のとおりとなった。

改正前後で比較すると、①税率構造が改正前の6段階が8段階に増加、②最高税率が50%から55%に引き上げ、③税率が40%であった1億円超3億円以下の高課税価格帯で「1億円超～2億円以下」が「40%」に、「2億円超～3億円以下」が「45%」にというブラケット幅の縮小、の三つが変更点(網掛け部分)になる。

図表3 相続税の税率構造 (速算表)

法定相続人の取得金額	改正前		改正後	
	税率 (%)	控除額 (万円)	税率 (%)	控除額 (万円)
1,000万円以下	10	—	10	—
1,000万円超 3,000万円以下	15	50	15	50
3,000万円超 5,000万円以下	20	200	20	200
5,000万円超 1億円 以下	30	700	30	700
1億円 超 2億円 以下	40	1,700	40	1,700
2億円 超 3億円 以下			45	2,700
3億円 超 6億円 以下	50	4,700	50	4,200
6億円 超			55	7,200

2 実務への影響

税率構造の改正により影響を受けるのは、取得資産2億円超3億円以下の相続人と取得資産6億円超の相続人であり、どちらも5%の増税となっている。

改正後の基礎控除と新税率で相続税に係るトータルの増加税額を試算すると図表4のようになる。なお、試算の前提は図表3と同じである。

図表4 改正後基礎控除と税率の税額への影響

		改正前税額 基礎控除 8,000万円	改正後税額 基礎控除 4,800万円	増加税額
相続税課税価格	5,000万円	0	10万円	10万円
	1億	100万円	315万円	215万円
	3億	2,300万円	2,860万円	560万円
	10億	1億6,650万円	1億7,560万円	910万円
	20億	4億950万円	4億2,940万円	1,990万円

図表4の課税価格に占める増加税額の割合を見ると、基礎控除切下げ及び税率構造の見直しによる相続税額の増加額は、少額資産家への影響は重たいものの、高額資産家にはさほど大きくないように見える。ただし、上記試算は一次相続だけの試算で、配偶者が配偶者控除を適用した場合のものであり、二次相

続では当該控除は使えないため、一次二次の合算の税額でどのくらいの増税になっているか確かめてみる必要がある。

そこで、図表5において合算税額の試算を行った。なお、二次相続の税額試算の前提は、配偶者が取得した財産が全額子供二人に法定相続分で相続されたとするものである。

図表5 一次二次合算の場合の改正前後の税額への影響

		改正前税額	改正後税額	増加税額
相続税課税価格	5,000万円	0	10万円	10万円
	1億	100万円	335万円	235万円
	3億	3,300万円	4,520万円	1,220万円
	10億	3億500万円	3億2,500万円	2,450万円
	20億	7億7,500万円	8億1,140万円	3,590万円

図表5によると一次と二次の相続税の合算ベースでは、相続税負担増の影響がどの層にも及んでいることがわかるが、その影響度合いは、課税価格に占める比率で見ると、高額資産家ほど小さくなる傾向が見えてとれる⑧。

③ 死亡保険金に係る相続税の非課税措置

1 改正の内容

死亡保険金に係る相続税の非課税措置について、図表6のように、生活に生命保険金が必要な未成年者等にその適用対象が制限された。

図表6 死亡保険金の非課税措置

改正前	改正後
500万円×法定相続人の数	500万円×次のいずれかに該当する法定相続人の数 ① 未成年者 ② 障害者 ③ 相続開始時点で被相続人と生計を一にしていた者

改正前では、法定相続人であればその状況を問わず、非課税限度額の算定上、500万円に乗ずる人数にカウントできていたが、改正後は、未成年者、障害者、相続開始直前の生計一の者（主として配偶者）の3種類の者しかその人数にカウントできなくなった⑦。

この改正の理由は、①「相続人の生活の安定」という制度趣旨を徹底すること、②他の金融商品との間の課税の中立性を確保する必要があること、③高所得者の節税目的に利

用される実態があるという会計検査院の指摘⑧に定めること、の三つである⑨。

2 実務への影響

これまで、法定相続人であれば形式的に非課税限度額を算定する際の人数に算入されていたところ、改正後は、生活の安定上必要な相続人の数の分だけしか非課税枠をとることができなくなった。ここで、生計一の者というのは、通常配偶者だけが該当することになるから、一般の世帯にとっては課税ペー

スが拡大し増税になる。

なお、「500万円に乗じる法定相続人の数」が上記3種類の法定相続人でありさえすればよいのか、それだけでは足りず、上記3種類の法定相続人でありかつ保険受取人として実際に生命保険金を受け取ることが必要とされるのかについては、大綱上明確に記述されていない。

政省令等の公表により細部を確認する必要があるものの、今回の改正が「相続人の生活の安定」という制度趣旨の徹底を目論むものであれば、保険金をその3種類の法定相続人

図表7 未成年者控除・障害者控除

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 未成年者控除 6万円×20歳に達するまでの年数 障害者控除 6万円（特別障害者：12万円） ×85歳に達するまでの年数 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者控除 <u>10万円</u>×20歳に達するまでの年数 障害者控除 <u>10万円</u>（特別障害者：<u>20万円</u>） ×85歳に達するまでの年数

この改正は、前回改正時（昭和63年）からの物価の動向及び相続税全体の見直しの内容を踏まえてその控除額を引き上げたものである。

が実際に受け取ることがこの規定の適用上必要になると考えられる。

そうだとすると、既存の節税目的の保険契約を見直し、保険受取人の変更等を検討することなどが必要になろう。

④ 相続税の未成年者控除・障害者控除の見直し

1 改正の内容

相続税の未成年者控除・障害者控除が見直され、1年当たりの金額が引き上げられた（図表7）。

2 実務への影響

相続人が未成年者や障害者である場合には、控除額が大きくなったため、改正前より減税になるので、本規定を忘れることなく適用することが必要である。

3 贈与税関係

以下において、平成23年度税制改正項目のうち、贈与税に関する主要なものについて改正の内容と実務に与える影響を考える

① 暦年課税の見直し

1 改正の内容

相続税の税率構造が見直されたものの、一般的な贈与税の税率構造は、3,000万円以下の部分につき改正前のまま維持されている。ただし、4,500万円超部分の最高税率が55%に引き上げられるとともに、若年世代への生前贈与による財産の有効活用の観点から、直系卑属（20歳以上）への贈与（以下、「直系

卑属贈与」という）に係る贈与税の税率構造が下記のように緩和された。

その具体的な税率構造は図表8のとおりであるが、改正点は、①一般贈与では1,000万円超の区分が三つに分かれ最高税率が55%になったこと、②直系卑属への贈与では全般的に税率が緩和されていることである（網掛けの部分）。

なお、この新税率は、平成23年1月1日以後の贈与について適用されるが、同日から同年12月31日までの間の贈与については、受贈者の選択により、改正前の贈与税の税率を適用することができる（附則36、40、141）ので、

55%の新最高税率が適用される場合には、念のため、旧制度の税率を適用した方が有利で

はないかの検討が必要である。

図表8 贈与税の税率構造(速算表)

課税対象金額	改正前		改正後			
	税率 (%)	控除額 (万円)	一般贈与		直系卑属贈与	
			税率 (%)	控除額 (万円)	税率 (%)	控除額 (万円)
200万円以下	10	—	10	—	10	—
200万円超 300万円以下	15	10	15	10	15	10
300万円超 400万円以下	20	25	20	25		
400万円超 600万円以下	30	65	30	65	20	30
600万円超 1,000万円以下	40	125	40	125	30	90
1,000万円超 1,500万円以下	50	225	45	175	40	190
1,500万円超 3,000万円以下			50	250	45	265
3,000万円超 4,500万円以下			55	400	50	415
4,500万円超			55	640	55	640

2 実務への影響

一般的な贈与については、相続税の最高税率が55%になったことに対応して、相続税の補完税たる贈与税においても高額な贈与に対する課税の強化(最高税率55%への引上げ)がなされている。したがって、従来どおり、高額な税負担が生ずる一般的な贈与は行われることは多くはないであろう。

注目したいのは、20歳以上の直系卑属への贈与である。

直系卑属とは、卑属と呼ばれる「子、孫、おい、めい」のように自分から下の世代にある人たちのうち、「子・孫」らの直系の関係にある卑属のことをいう。したがって、改正後では、被相続人の子だけでなく、その孫(ただしどちらも20歳以上に限る)にも緩和された税率で有利な贈与が可能になる。

相続税が大幅に増税となることを合わせ考えると、死亡したときまで財産を保有して高額な相続税を課されるよりも、早めに子供に贈与を行いたいと考える人が増えることが想定される。また、成人した子供だけでなく20歳以上の孫にも有利な贈与が可能となるため、一定の金額であるが、「世代飛ばし」もできることになり、さらに有利な財産の親族内承継が実現できる。

② 相続時精算課税の見直し

1 改正の内容

若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、相続時精算課税制度について、要件を緩和し、受贈者について20歳以上の孫を追加し、贈与者についても年齢要件を引き下げて60歳以上の者とした(図表9参照)。

図表9 相続時精算課税

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・受贈者=20歳以上の「推定相続人」 ・贈与者=65歳以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・受贈者=20歳以上の「推定相続人及び孫」 ・贈与者=60歳以上の者

2 実務への影響

相続時精算課税の要件が緩和されたため、死亡時に相続税がかからないと予想される人の利用は引き続き活発であることが想定される。

ただ、死亡時に相続税が発生する見込みのある人が、この制度を利用して孫にまで積極的に贈与するかは不透明である。

なぜなら、相続発生時に精算課税贈与財産は相続財産に加算して相続税の精算を行わなければならないところ、直系卑属たる孫へ

の相続・遺贈には相続税の2割加算が行われる（相法18）ため、必ずしも有利になるとはかぎらないからである。

したがって、精算課税贈与を行う時期、財産の内容、将来の値下がり予想等により、ケースバイケースで有利不利のプランニングがなされることになるだろうが、制度的には、2割加算についての何らかの手当をしないと、本特例は使い勝手の良いものにならないものと思われる。

4 事業承継税制その他

① 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

1 改正の内容

事業承継税制（納税猶予制度）の適用にあたって、申請会社及びその関係者が風俗営業会社等の株式を一定以上保有してはならない

図表10 事業承継税制

改正前	改正後
風俗営業会社等株式の保有者の範囲 ・認定会社の代表権を有する者の親族、など	風俗営業会社等株式の保有者の範囲 ・認定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族、など

とする要件が見直され、関係者の範囲が、親族等から、後継者本人、生計を一にする親族等に絞り込まれた（図表10）。これにより、生計を一にしない親族が風俗営業会社等の株式を50%超保有していても、事業承継税制の適用除外とならないこととなる。

2 実務への影響

非上場株式等に係る相続税の80%が納税猶予される特例の適用を受けるためには、相続開始時に、被相続人の親族等の関係者が議決権の50%超を有する会社の存在を確認し、その会社が、大会社でないか、上場していないか、風俗営業をしていないかを調査する必要がある。というのも、上場会社、大会社、風俗営業会社が脱法的に納税猶予等の特例の適用を受けることを防止するために、関係会社を含めた適用除外規定が納税猶予特例に設けられているためである。

改正前における「関係者」とは、会社の代表権を有する者の親族、内縁の妻、使用人等と幅広い概念であり（措令40の8の2⑧）、

また、親族とは6親等以内の血族及び3親等以内の血族をいう（民法725）ので、代表者のおじやおば、いとこから甥姪、さらには、配偶者の兄弟姉妹にいたる広い範囲の「遠い親戚」が有する株式の保有状況を把握しなければならなかった。この調査は実務的に非常に困難であり、本特例の使い勝手をきわめて悪くしていると批判されていた。

平成23年度税制改正において、関係者の範囲が「親族」から「生計を一にする親族」に大幅に縮小されたことにより、特例適用時の調査と適用後の株式保有状況の継続注視に係る労力が軽減された。

これにより、自分たちでコントロールできない遠い親戚の予測できない株式保有状況に

よって、特例の適用の可否が左右されたり、事後に取り消されたりするリスクがなくなる。したがって、本特例の活用が今まで以上に促進されることになると思われる。

② 連帯納付義務

1 改正の内容

相続税の連帯納付義務については、共同相

図表11 連帯納付義務

改正前	改正後
連帯納付義務者に課される附帯税 ・延滞税（当初2か月4.3%，その後14.6%）	連帯納付義務者に課される附帯税 ・利子税（4.3%）

2 実務への影響

同一の被相続人から相続・遺贈により財産を取得したすべての者は、その相続・遺贈により取得した財産に係る相続税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責任がある（相法34）。

これにより、たとえば、農家の長男が土地を相続し次男が預金を相続した場合でその次男が事業に失敗して負債をその相続財産全部で返済してしまい、次男に係る相続税の納税ができなくなったときには、長男がその次男の相続税を支払う義務がある。

この連帯納付義務については、何の落ち度

続人による納税義務の履行の実態や租税の徴収確保の観点で踏まえ、そのあり方について幅広く検討を行うこととされた。

また、一定の要件のもと、連帯納付義務者がその義務を履行する場合に負担する延滞税に代えて利子税（＝日銀の基準割引率が0.3の場合の最高税率は4.3%）を納付することとされ、税負担が軽減された（図表11）。

もない他の相続人に過大な負担を強いるものとして、従来から批判があった。

大綱ではこのような批判を受け、連帯納付義務のあり方を将来見直すこととし、その第一歩として、平成23年度からは、年率14.6%の延滞税に代え利子税4.3%を連帯納付義務者に課することとし、その負担を軽減した。

経済環境が依然厳しい中、相続税の納税が困難となってくる相続人の増加も想定されるが、帰責性のない他の相続人が連帯して納付する場合には、加重な負担であった延滞税の代わりに利子税が課されることとなるため、その負担感は幾分和らぐことになろう。

5 改正後の相続税対策

① 大增税となる相続税

平成23年度の改正により、相続税の課税強化がおおむね完成した。

すなわち、課税ベースの拡大として、平成22年度の改正事項である①小規模宅地等の減額特例改正、②定期金に関する権利の評価規定の改正、今年の大綱事項である③死亡保険金に係る相続税の非課税措置の改正、④基礎控除の改正が順次なされ、その上で、今年度改正によって税率構造が厳しくなったため、

想定される課税強化はほぼ実現できたことになる。

基礎控除が従前の6割に縮小されたことから、課税対象者は4万人から7万人へと7～8割の増加が見込まれており、相続税の申告が必要な人が激増する。

また、今後は少子高齢化がさらに進行し、相続人の数が減少していくことが予想されていることから、基礎控除額が小さくなることをあわせて考えると、1人当たりの取得する

財産額が大きくなり、超過累進税率の適用がきつくなる。

このように、この改正により、課税対象者が大幅に増加し、かつ、その負担額も大きくなるのが明らかとなり、相続税の大増税時代が到来したといえることができる。

では、新しい増税時代における相続税対策はどのようなものか、以下にそのポイントをまとめてみる。

② 増加する課税対象者と相続税対策

この改正により、課税対象となる人が激増することとなるが、その原因は基礎控除額の縮減であるため、改正前は相続税が課税されていた層が新たな課税対象者として大量に出現してくることになる。

具体的には、都市圏に一戸建ての持家を所有し、数千万の金融資産（預貯金及び生命保険金）を保有する人はおおむね課税対象になると考えられる。ただし、このような人は資産規模としては大きくないため、相続税の申告が必要とされるものの、配偶者控除と小規模宅地の減額特例の利用により、実際の納付額がほとんど出てこないケースが多くなると思われる。

そうだとすると、今後の相続税対策としては、配偶者控除の適用をスムーズに進めるための遺産分割コンサルティングや、小規模宅地の減額特例をいかに有利に適用するかのプランニングがスポットライトを浴びることになる。

特に小規模宅地の減額特例については、昨年度の改正により継続要件等が厳格化され、その適用が従前より遙かに困難になっていることから、要件を満たすべく生前の対策が非常に重要となっているので留意が必要である。

③ 金融資産対策の重要性の再認識

土地の価額の長期低落により、相続財産は不動産から金融資産へのシフトが多く見られ

るところであるが、本改正による課税強化の下、増加した金融資産を相続税の評価上有利な他の資産への組み替えを勧めることも多くなると思われる。なぜならば、金融資産はその時価で評価されるしかないが、評価額が相対的に有利な他の資産に組み替えれば、ダイレクトに節税につながるからである。

具体的には、不動産、特に建物に対する投資を検討することが多くなると想定されるが、収益物件に組み替えるのであれば、空室率を保守的に見積もり資金繰りについて万全の注意を払う等の慎重な対応が必要になる。

④ 直系卑属への暦年贈与

今年の改正を一言で言えば、「相続税の強化課税」と「暦年贈与の優遇課税」である。すなわち、死亡時まで財産を保有したままだと課税を強化するが、生前に若年世代に財産を贈与により移転すればそれを優遇するとの国策が発動されたと考えられる。

したがって、今後の相続税対策は生前贈与対策がより重要な地位を占めることになる。

生前贈与のうち、相続時精算課税贈与は、今回の改正で孫にまで財産を移転することが可能になったが、前述したように、孫への相続税の2割加算があるため、そのまま相続した場合と比較して必ずしも有利になるとはかぎらない。

そうすると、従来からの相続税対策である暦年贈与が非常に重要な節税手段となってくる。特に20歳以上の直系卑属への生前贈与については、本改正により、一般の贈与と区別され、400万円から4,500万円の部分には特別な緩和税率が設定されるため、より生前贈与がしやすくなっている。

この優遇された制度を十分に活用すべく、20歳以上の子や孫に幅広く、かつ、長期にわたり分散して贈与を行うことが重要である。

相続税対策としては、長期間にわたり少額を贈与し続けるという地道な対策ではあるが、

それが累積されたときの相続財産の減少額は大きなものとなり、その節税効果は群を抜いている。

直系卑属への長期的な暦年贈与は、一見遠回りの対策ではあるが、本改正により有利さが増したことから、確実な効果をもたらす相続税対策の王道になった感が強い。

今後の相続税対策は、従前どおりの評価減対策を行いつつ、誰にどのタイミングで贈与により財産を移転するかを検討することが中心となってくるように思われる。

(注)

- (1) 昭和50年に基礎控除の額が2,000万円に引き上げられた理由として、「…課税最低限は昭和41年当時のその5倍に相当します。相続財産の中心は何といっても土地ですが、この土地の価格が、例えば日本不動産研究所調査の住宅地価格指数でみると、昭和41年から昭和49年3月までの間に3.96倍にもなっているという事実等を考慮して、今回、課税最低限を思い切って引上げることにしたものです(『昭和50年 改正税法のすべて』10頁)。」と説明されており、課税最低限は地価動向に連動すること、及び、課税最低限を調整する手段として基礎控除が機能していることがわかる。
- (2) 平成22年11月25日・税制調査会・第13回資料「資料(資産税)」8頁
- (3) 税調資料13回・前掲注(2)5頁
- (4) 税調資料13回・前掲注(2)9頁

- (5) 平成22年10月21日・税制調査会・第9回資料「三木義一・第九回専門家委員会の論点についてのメモ」
- (6) 小～中規模の資産家には、ブラケット幅が相対的に小さいため、累進課税強化と基礎控除縮小の影響がそのまま現れるのに対し、大規模資産家にはブラケット幅が大きいことから最高税率上昇の影響しか現れないことによる。
- (7) ある者が3類型のうち2つ以上の類型の者に該当する場合には、その者の数は1でカウントとされることになっている。
- (8) 会計検査院の平成18年度決算検査報告には、「…死亡保険金の非課税措置については、高所得者も適用しており、節税目的と思料されるものも見受けられるところであり、金融庁の検証については、これまでの政策効果について十分な分析を行っていないなどの課題が見受けられる。」という「所見」の記載がある。
- (9) 税調資料13回・前掲注(2)10頁

(了)

【執筆者紹介】

後 宏 治 (うしろ こうじ)

1989年早稲田大学政治経済学部卒業。1992年公認会計士登録。1995年税理士登録。2005年筑波大学大学院博士前期課程ビジネス科学研究科企業法学専攻修了。2006年税理士法人UAPを設立しパートナー就任。

【主要著書】

『守りから攻めへの相続対策実務Q&A』『中小企業のための会社分割の実務と手続き一切』などの他、執筆論文に第29回日税研究賞入選論文「相続税法における種類株式の評価」等多数